

和泉市留守家庭児童会(仲よしクラブ)における弁当宅配事業者選定に関する基準を次のように定める。

令和3年10月18日

和泉市教育委員会 教育・こども部 こども未来室

選定する事業者数	1社に限る																												
事業概要及び応募条件等	別紙「和泉市留守家庭児童会(仲よしクラブ)における弁当宅配事業者選定実施要領」のとおり																												
評価項目																													
評価項目	対応質問	評価の視点	採点配分	評価	採点																								
メニュー構成	メニュー内容	①	メニュー内容が利用者の求めるものであると考えられるか	5																									
価格	1食あたり提供金額	②	利用しやすい金額設定になっているか	10																									
選択性	要望への対応	③	ごはん・おかずの量に関する要望に対応した提供が可能か	10																									
		④	食物アレルギー除去食の提供は可能か	5																									
サービス提供体制	注文方法	⑤	事業者と利用者間で円滑に注文ができる制度になっているか	5																									
	受付期限	⑤	利用者にとって利用しやすい期日設定になっているか	5																									
	請求方法	⑥	事業者と利用者間で円滑に料金請求できる制度になっているか	5																									
	支払い方法	⑥	支払い方法は利用者にとって利用しやすいものになっているか	5																									
	追加注文・キャンセルの期日について	⑦	追加注文期限	5																									
		⑦	キャンセル期限	5																									
	対応体制	⑧	利用者からの問い合わせ受付体制は整っているか	5																									
		⑨	納品数不足や、納品された弁当に瑕疵があった場合等に、柔軟な対応が取れる体制が整っているか	5																									
	弁当利用管理	⑩	追加注文・キャンセル期限後、更新した名簿をクラス納品の前日までに提示可能か(利用者確認の円滑化)	2																									
		⑪	弁当配布時に注文者の特定が可能か	2																									
	非常時対応	⑫	自然災害等発生等により、提供機会が損なわれた場合の考え方・対応が過度に事業者本意のものになっていないか	2																									
		⑬	食中毒等の発生予防策	2																									
		⑭	食中毒等の発生原因を追究できる体制が整っているか	2																									
	総合点	アピールできる事項や優位性のある事項	⑮	地域への貢献や本市事業への取組実績、すぐれた販売手法など、優位性のあると判断できる点はあるか	5																								
試食内容	味		味は子ども向けの味となっており、値段相応に納得いくものになっているか	10																									
	満足感		試食後の満足感はどうか	5																									
評価基準	【評価基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>採点分類</th> <th>A とても良い</th> <th>B 良い</th> <th>C 普通</th> <th>D 悪い</th> <th>E とても悪い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10点満点</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5点満点</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2点満点</td> <td colspan="2">2</td> <td>1</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>					採点分類	A とても良い	B 良い	C 普通	D 悪い	E とても悪い	10点満点	10	8	6	4	2	5点満点	5	4	3	2	1	2点満点	2		1	0	
	採点分類	A とても良い	B 良い	C 普通	D 悪い	E とても悪い																							
10点満点	10	8	6	4	2																								
5点満点	5	4	3	2	1																								
2点満点	2		1	0																									
※1. 評価者が上記の評価項目に従って、上記の評価基準のとおり各項目ごとに採点を行う。その採点結果について、評価者全員の採点結果の合計得点が高かったものを優先交渉権者とする。 ※2. 評価者全員の採点結果の合計得点の最高点において同点のものが生じた場合、評価項目における採点配分“10点”の項目において、評価者全員の採点結果の合計得点が高かったものを優先交渉権者とする。 ※3. ※2においてもなお、合計得点が同点の場合、評価項目における採点配分“5点”の項目において、評価者全員の採点結果の合計得点が高かったものを優先交渉権者とする。 ※4. ※3においてもなお、合計得点が同点の場合、評価者全員の協議により優先交渉権者を決定するものとする。																													
評価者の選任	市職員(6名)を選任																												
結果通知	令和3年11月19日(金)までに応募者へ発送 ※応募者に対しては評価結果に応じて、それぞれ優先交渉権者、次点交渉権者もしくは落選である旨と、優先交渉権者の評価点、自己の評価点及び評価のポイントを通知																												
結果の公表	市HPにて優先交渉権者名を公表																												

※この基準は、令和3年11月30日をもって失効するものとします